

R D 最終処分場問題住民説明会
(栗東ニューハイツ自治会)

日 時：平成 20 年 6 月 11 日 (水) 19 : 30 ~ 22 : 15

場 所：栗東ニューハイツ自治会館

出席者：(滋賀県) 嘉田知事、山岡管理監、上田室長、井口、卯田、
秘書課、広報課

(栗東市) 乾澤部長、井上室長、太田

(栗東ニューハイツ) 自治会長ほか 住民約 90 名

(県会議員) 三浦議員、中沢議員、九里議員、江畑議員

(報道関係者)

この記録は、文意がつながるよう一部接続詞の修正や () で補説をしましたが、基本的に当日の発言をそのまま掲載するものです。

1 . 主な意見

- ・ D 案は知事のマニフェスト違反である。
- ・ 自然換気により、有毒ガスによる低濃度被爆の恐れがある。
- ・ 有害物封じ込めにより地域に不名誉なレッテルが貼られる。
- ・ 許可容量超過容認は県への信頼を失わせる。
- ・ D 案選択の本音はカネではないのか。
- ・ 岐阜市椿洞で全量撤去の前例があるのになぜしないのか。
- ・ 地元説明会の時期、詳細設計手続きの時期等、知事の政治姿勢が行政不信を増大させている。
- ・ 許可容量以上の廃棄物は撤去してほしい。
- ・ 平成 10 年に県がきちんと対応していれば現在のようにならなかった。
- ・ 県に R D が提出している廃棄物処理報告書をみれば誰が何を持ち込んだかがわかるはずである。排出業者に費用負担させる等してほしい。
- ・ 焼却炉は解体撤去してほしい。
- ・ 栗東市民の命を大事に考えてほしい。
- ・ D 案は「臭いものに蓋」である。
- ・ 対策案比較表は問題を複雑にして素人にはわからない。結論はシンプルなものがベストである。
- ・ 30 年ですべてきれいになるのか。
- ・ 法的なことを言われてもしょうがない。住民の言うことを聞く気があるかどうかである。
- ・ 地下水には今も有害なものが流れている。こんな水で米や野菜を作って大丈夫か。
- ・ 焼却炉工事の際は周辺の汚染土壌もあわせて撤去してほしい。
- ・ D 案の有害物撤去はどうなるのか。結局 A 2 案になるのではないか。

- ・ R D問題の実態解明と対策の請願を県に出して採択されたが、ドラム缶見つけるのに8年もかかった。前知事が言った「住民に不安がある間は R D問題は解決しない」というのもまだそのままである。
- ・ まず「どうすればきれいになるか」を考えるべきである。
- ・ 粘土層を修復するのが最善の策である。
- ・ 「井戸+自然換気」では浄化できない。
- ・ 掘削調査も1mずれば全然結果が違ふ。全部掘らないとわからない。
- ・ D案でつっきるのはやめてほしい。対策工を再度考えてほしい。

2. 質疑等の内容

自治会長：それではこれから始めさせていただきます。

本日は夜分にも関わりませず、また、平日にも多数ご参加いただきましてありがとうございます。まず、知事さんはじめ、県職員の方、お仕事のほうお忙しい方ご参加いただきまして、ありがとうございます。いよいよR D問題も山場を迎えております。この山をうまく乗り切るか切らないかで、このR D問題の将来というか、これからが決まるように思うんですが、今日はお忙しい中、嘉田知事さんが見えていただけてます。皆様方のご意見、ご要望を直に発表してもらえて、お伝えしてもらえて、ありがたいなと思います。

実は今日、現場行ってまいりました。現場いきまして、まず感じましたことは、草はぼうぼうに生えておるんですね。普通のこの時期ですと草が生えてますと、虫あるいはバッタとかそういうもんが飛ぶんです。ここらにはたくさんいてるんです。あの地域では虫が一匹もいませんでした。いかに、地域が汚染されて、虫も育たない地域になっているか。バッタが、本当にこう、洒落やないんですがバッタバッタと倒れてる、将来的には人間もバッタバッタ逝くような、そういうような感覚を持ちました。背筋がぞっとする感覚なんですけども、なんとか我々は安全、安全で住みよい栗東と言うことで、これから知事さんとかから説明会をお聞きした上で、みなさんのご意見を伺いたいと思います。本日はどうもご苦労さんでございました。どうかよろしくお願ひします。

管理監：(県、市職員の紹介)

自治会長：それでは、これから知事さんから、説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

知事：あらためまして、みなさんこんばんは。

平日の夜、非常ににくい時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。栗東ニューハイツの自治会のみなさまとこのようにお出会いさせて頂く機会をお取りいただきまして、大変ありがたく思っております。また自治会長さん、はじめみなさんがた、本日の進行、ありがとうございます。

R D処分場問題でございますが、本当にみなさんには長い間ご心配をおかけしており

ます。

私共の理解によりますと、昭和40年代中頃に、鴨ヶ池に一般廃棄物処分場、そして昭和54年からは産業廃棄物処分場ということで、既に30年近くこの地域において、この地域に大変ご迷惑をおかけしてきたところでございます。特に平成二桁以降は、皆さんからのいろいろな要望、あるいは苦情、そして願いがありながら、県の方が十分な対応がとれなかったこと、あらためて深くお詫びいたします。

特に平成11年の硫化水素が吹き出した後、本当に大変なことだったということ、私も当時のお話をお伺いいたしまして、県の対応の甘さということ、あらためて責任を感じているところでございます。

私、平成18年7月に就任以来、この問題に対しまして、まず、10月に基本方針を策定をいたしました。特に3つのテーマについて、取り上げさせていただきました。ひとつは事業者の責任でございます。既に平成18年6月にRD社は破産をしていたわけでございますけども、この有害廃棄物、あるいは不法投棄に関しての事業者の責任ということ、これは一種の社会的な犯罪でもございます。そのようなところから事業者責任を追求するというので、この点につきましてこの5月末に措置命令をかせせていただきました。特に、地下水の汚染の改善、また西側の法面の改革、ダイオキシンを含む焼却炉の洗浄、また、覆土をして土壌を正常に保つということでございます。先ほど自治会長さんが、バツタひとつ、姿が見えなかったということ、おっしゃっておられました。生き物がちゃんと住めるということ、それは私たちにとっても安全な証拠でございますので、その改革を求めるということで、措置命令を出させていただきました。

そして2点目が、これまでの県の行政対応を第三者により検証するというのでございます。この点につきましても、就任以降検証委員会を設置いたしまして、この2月に検証委員会の報告を頂きました。主に2点の提起をいただいております。ひとつは再発防止。このRD最終処分場問題のようなことを決して二度と起こしてはならないという再発防止の方法を提案いただきました。体制強化であるとか、あるいはマニュアルの作成ということで、この点につきましても人員を強化いたしまして、対応を執り始めております。そして今日、主にご説明させていただきますのは3点目の環境汚染に対する対応策を執ることでございます。みなさんにとって、生活環境の安全性の確保ということで、ご関心が高いと思われ、この環境汚染の対応策ということで、今日詳しく説明させていただきます。

まず、対策委員会、平成18年の12月からこの3月まで、15回にわたり対策委員会を開いていただきまして、4月9日に委員長から対策委員会の案を提案いただきました。その案の中で、最もたくさんの委員の方がご推奨くださったのが、全量撤去案でございます。地元委員4名を含む8名の委員の方が全量撤去を、この場から外に持ち出して欲しいということ、このような要望を頂いております。また、もう一つの対策工案といたしまして併記されております、現在の位置で浄化していく案、原位置浄化案と言っておりますが、これは、地下水の汚染が周囲に拡がらないような形で周辺を遮水壁で囲む、覆土を行う、土を被せながら、水処理を現地で行って、地下水を汲み上げながら土壌浄化をしていくという方法でございます。これを基本に有害

物を取り除くという案です。こちらは先ほどの全量撤去案、A2案とっておりますが、こちらD案と名付けております。7人の委員の方が推奨されておられます。委員長の さんご自身は法律学者でございます、このD案をご推奨くださいました。予算的には、全量撤去案の対策費用が約240億円で、工期が約13年と見込まれております。また現位置での浄化案は約45億円から52億円で工期が3年と見込まれております。

さてこのRD最終処分場問題ですが、先ほど申し上げましたように、私ども問題として整理させていただいておりますのは、地下水の汚染、それからダイオキシンの飛散による環境汚染、また、有害物を含むドラム缶などが埋まっていたところから、この違法に埋められたドラム缶の問題などです。

そして、先ほど申し上げました高濃度の硫化水素ガスが平成11年に発生して8年経ておりますので、このような問題に対しましてできるだけ速やかに適切な方法により対応したいと考えております。

そのためには、まずこのRD処分場問題は、産業廃棄物の処分に関して起きた問題である、ということから、これはひとえに栗東市のこの一部地域の問題としてとらえるのではなく、県全体の重要な取り組み課題として位置付けるべきと考えております。その上で、県としては処分場から周辺への生活環境を守るための支障の除去をしっかりと行って、安全な対策を確実にできるだけ早期に実施をして解決をしたいと考えております。

このような中で、対策を進めていくためには、地元の皆さんの理解そしてご納得を頂くことが大変大きな条件でございますので、こうやってお伺いしているところでございます。

さて、皆さんの中で大きな疑問としてありますのが、8人の委員の方が全て取り出してくれ、全量撤去と推奨したじゃないか、そして、地元の皆さんも全量撤去をご希望なさっておられるということがあります。その中で県が今、原位置浄化案というD案をもとに進めたいと考えておりますが、なぜそういうことになるのかということをご説明させていただきます。

今日、資料をお配りしておりますが、ちょっと御覧いただけますでしょうか。資料というところに、まず、対策工実施の基本方針とありますが、ここは、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クと8項目入れさせていただいております。この8つの項目の条件を満たすものを対策工として実施をするというのが、私どもの方針でございます。この8つの基本方針は、委員会で出していただいたものでございます。

まず一点目は、地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得が得られるよう、問題解決にあたることを対策の大原則とする、ということでございます、逆に住民の皆さんの納得が得られない場合には、前に進めるなどという意味とも解釈できます。

それから二点目でございますが、RD最終処分場からの生活環境保全上の支障又はそのおそれを除去するため、効果的で合理的かつ経済的にも優れた対策工を実施し、RD最終処分場問題を早期に解決する、という点です。言葉としてわかりにくいかもしれませんが、また後ほど具体的にご説明させていただきます。

三点目が、処分場からの支障を除去するための対策工は、廃棄物処理法に基づき事

業者等に、この場合はR Dの会社、あるいはそこの従業員も含めてですが、事業者等に措置命令を発し、当該事業者等にその是正が認めないときに滋賀県が代執行事業として実施する。言葉としてちょっと難しいですが、先ほど5月末に措置命令ということを出しましたが、生活環境の安全を確保するための4項目を命令をいたしました。そしてR D社がその命令に従わない場合には、県が代執行、代わりに執行するという、そのような法律的な手続きになります。

四点目ですが、対策工は支障等の除去または支障等の素因の除去、対策工成果確認のためのモニタリング、および対策工実施による二次被害防止のための影響監視とする、というもので、対策工の中に除去とモニタリング、被害防止の監視という要素を含んでいないといけない、ということです。

それから五点目が、対策工実施にあたっては周辺住民の生活環境保全するための措置を講ずる。工事を実施する中で、みなさん生活環境そのものを保全できない、逆に悪化させてしまうようでは元も子もありませんので、この五点目もクリアしないといけません。

また六点目ですが、対策事業が周辺住民の生活環境を保全するまでに時間を要するために、現在生じている支障の状況を踏まえて緊急的な対策、恒久的な対策に分けて実施する。段階があるということでございます。

そして七点目が、対策工の終期、対策工が終わる最終の時期ですが、法令上の安定型最終処分場廃止基準を満足する状態を目標とする。R D最終処分場自身が安定型という、特に処理をせずに地中に埋めておいても周囲を汚染しないという、そのような廃棄物の処理場として許可をされたわけですので、その処分場を廃止する基準がございます。これを仮に廃止基準といたしますと、その基準をクリアできるようなレベルでの安全性を確保しましょう。あわせて対策工の実施後に支障が認められず、かつ将来においても支障等生じないことが確認できる時期を原則とする。皆さんが最もご心配をしておられる将来にまで不安が残るんじゃないのか、ということはいかんとして、将来に支障が生じないことが確認できる時期に対策工が終わった時期とするということです。

そして八点目が、対策工は処分場の廃棄物の種類、性状のみならず、地域状況や地理的条件に十分配慮して、支障等の除去の実行性や確実性を担保するとともに、これは、その工法、本当に実行できるんですか、あるいは、確実に実行できる、そのことが担保できますか、という条件でございます。法的には特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法、これ平成15年に制定されておりました、特別措置法というのは期限が限られております。具体的には平成24年まで、10年間の特別措置法となります。並びに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、に定める支援を受けることが、対策工の計画的で円満な実施につながる、この支援というのは主に財政的な支援で、国からの補助金という意味でもございます。

そのような中でこの8項目を、次のページでございますけれども、縦にア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クと並べさせていただきました。そしてこの8項目についてA2案とありますが、これは周りを遮水をして、そして全量撤去とありますが、具体的には全ての埋設物を掘り起こして、ご提案の中では、その場で分別をして、有害物でない

と判断できるもの、汚染されていないものについては、その場で残して埋め戻しの土に使うという、そのような案でございます。実はA案というのはもともとございまして、そのA案は、全て掘り起こして持ち出すということですが、このA2案の場合には、一部分別をして、残せるものは残しておこうということで、節約をしたという案でございます。

プラス焼却炉解体撤去が入っております、工期は13年、トータルコストは243億円、イニシャルコスト、最初の投資のコストが236億円で、あとあと30年間をめどに監視をするという、その監視のランニングコストが2億円ということでございます。

このそれぞれの項目について、下に8項目でと×を付けておりますが、このと×は私どもが県のほうで付けたものでございまして、皆さんの異論がおりかと思っております。このあたりは今日、ご意見をお伺いしたいと思っております。

まず、住民同意と言うことでは、先ほどの8名の委員がご推奨くださった、その中の4名の方が住民代表の方でございましたので、と理解できます。

2つめの効果的、合理的、経済的というところでは、このA2案につきましては技術的に、今果たして16区画に分けてそれぞれのところで掘り起こしをして、目視で分別をして、そして有害な物は取り出すという、そのような計画でございますけれども、技術上の課題が果たして、安全性を確保するとかいうことも含めて可能であるかどうか、また、この243億円の中には、計上しきれてない工種もございまして、プラスアルファの費用が必要と思っております。

そのような中で、D案などとの比較を考えますと、安全性が確保できる他の案がある場合には、このA2案を選択することは合理的とは言えない。また、経済的とは言えないということで、ここは×とさせていただきます。

また、代執行事業ですが、先程来ご説明させていただいておりますけれども、県が直接最初から執行するのではなく、あくまでも原因者である事業者にも命令をしないといけません。そのための措置命令の法的基準もございまして、その事業内容が措置命令になじまないため代執行事業とならない、それゆえ、この法的な根拠が弱いということで×とさせていただきます。対策工の構成につきましては、先ほど申し上げました対策工と、あとからのモニタリング、監視という、その要素を含んでいるかどうかで、でございます。また、周辺の影響ですが、全てを掘り起こすということから、騒音、振動、悪臭などが長期にわたるおそれがあります。緊急対策、恒久対策という意味では、A2案は全周遮水壁を緊急対策、中を取り除く方を恒久対策としております。

実行性の確保、支援でございますが、先程来申し上げておりますように、代執行事業になじまないことから、特措法による支援を受けられないということで、ここは×とさせていただきます。

次、D案でございますが、D案は全周遮水壁という工事はA2案と共通でございますが、そこにきれいな土で覆って、そして井戸を作り、換気をして、有害物は掘削除去をする、併せて焼却灰は洗浄除去をする、そして地下水を汲み上げることで浄化を、土壌の浄化を原位置でしようという、そのような計画でございます。

D案につきましては、住民の皆さんの同意は全て得られているわけではございません。学識者委員および栗東市委員の7名の方の推奨でございますので、と付けさせていただきます。そして、効果的、合理的、経済的という意味では、先程来申し上げておりますように、説明の仕方、また予算の経済的な意味合い、そして工法の効果ということから、と付けさせていただきます。

また、代執行事業に見合うかということですが、これも代執行事業として実行が可能だということ。併せて、対策工の構成、それもモニタリング、監視も含めてでございます。

周辺影響ですが、騒音、振動、悪臭のおそれがありますが、全量撤去ほどの周囲の影響はないだろうということで、です。緊急対策、恒久対策ですが、緊急対策として全周遮水壁、また、洗浄井戸などを設置いたしますが、そこから汲み上げてそこから処理をし続けるということで、このところは恒久対策として最終的に環境基準をクリアできるまで恒久対策を打たせていただくということです。廃止基準のクリアですが、廃棄物の浄化に時間がかかる、これを今、計画をきちんと実施設計に持って行く中で、どれくらいの時間がかかるのか、皆さんも最も関心のあるところだと思います。A2案だったら13年我慢したらそれきれいになるじゃないか、このD案の場合、10年なのか20年なのかどうなのかということも、最もご関心があると理解しておりますが、このところも実施設計の中でできるだけ早期に安全性が確保できる体制を作りたいと考えております。併せまして実行性の確保、支援でございますが、今の計画ですと、環境省からの支援を頂くということは可能だと見通しを立てております。

D案のB2ベース、E案につきましては、D案のB2ベースは、推奨の方もおられませんでした。D案B1ベースとは、覆いをするものが土であるのか、それともシートであるのか、との違いでございますので、ほかにD案のB1ベースと大きな違いはございません。

E案につきましては、地元委員の方がおひとりご推奨くださいましたが、下流部だけ遮水壁をして、そして特に粘土層を修復し、鉛汚染土などを除去するという案でございます。

このような中で、私どもが総合的に判断して、特に行政を預かる立場といたしましては、県民の皆さんの税金を入れさせていただくという、その公的、また合理的背景がないと、責任をとった、あるいは責任ある方法は採れないということから、今D案をベースに説明をさせていただいているところでございます。

具体的に、今日、担当者が模型を持ってきておりますので、担当者のほうから説明をさせていただき、その後でみなさんのご質問などをお伺いしたいと思います。

私の気持ちといたしましては、先ほど自治会長さんがいみじくも触れておられました虫一匹いない処分場、それはやっぱり皆さんにとって大変心配でございます。何よりも子供たちに美しい、そして安全な、誇りの持てる栗東を残したいという思いが強いです。それは私も知事として栗東、美しい住みよい町にぜひともしていきたいですし、もちろん今も大変住みよいところですが、よりいっそう誇りの持てる町にしていかなくはないということから、皆さんと目指す方向は一緒だと思っ

ておりますので、今日はどうか忌憚のないご意見をお願いいたします。

まず次に技術的な内容について、担当のほうから説明させていただきます。

井口：そうしましたらD案とA2案について、説明させていただきます。

上の方にB1案ベースのD案ということで書かしていただけてますけども、この黄色い部分が廃棄物の層でございます。で、この下が粘土層と砂層とが交互に重なっているような状態になっております。これのこの黄色い部分、2つありますけども、これが砂層で水を通しやすい層、そしてこの水色の層が粘土層ということで水を通しにくい層、そしてこのちょっとピンク色っぽい層がありますけども、これが火山灰の層でして、これも、水を通しにくい層でございます。で、ここの廃棄物に有害な物が入っているということでこの廃棄物の層と、ここの地下水がよくなる、砂層ですね、この絵では粘土層で仕切られているんですけども、実際にはつながっているところがありますので、この地下水層が汚れていると。

そしてこの上の地下水層とこの下の地下水の層はつながっておりますので、結局両方とも汚染されているということで。県としましては、ここのピンク色の火山灰層ですね、この下にさらに粘土層がありまして、これ30m以上の厚さがあると確認もされておりますので、ここまで、この赤いのが遮水壁ですけども、これを入れまして、全周1km近くありますけども、それで囲んで、この汚れた地下水とかを、この中に閉じこめてしまう、という案でございます。

この地下水の層の水と、そして廃棄物の層の水、雨降ると水が出ますので、そこにつきましては井戸を掘りましてポンプで揚げまして、水処理をして下水道に流すという計画でございます。

で、換気の管を入れまして、空気を送ることによりまして、空気を送ることとあと雨が降って浸み込んだやつを揚げるという、空気と水によりまして廃棄物を安定化させようという案でございます。これ今まで説明いたしましたのはB1案ということになります。あと最終的には土で覆土、土を被せるということでございます。

で、あとD案と言いますのは、有害物の掘削除去というのが入っております、かたまって有害物があれば、それを取り除いてやれば早期に安定化するとか水処理もいなくなる、廃棄物の浄化が早まるだろう、ということで、それをやってやろうというのがD案でございます。

次にA2案でございますけども、これにつきましては、これも同様に全周遮水壁をやります。それをしとしまして、ここにあります廃棄物、約72万立方メートルくらいありますけども、これを全てとりあえず掘削しまして、有害である物、有害でない物に分けます。有害な物は外へ出して処分しまして、使える物については埋め戻しするという案でございます。で、その掘削とかするときにはテント等設けて粉塵等が飛び散らないようにする、という案です。A2案の遮水壁につきましては、これは工期が13年くらいですので、その間に地下水等の汚染が拡がらないように仕切ってやるという、仮設的な意味合いの計画でございます。

模型持ってきましたので、模型についても説明させていただきます。

これ、この黄色い部分がRDの処分場として、これをパカッと割りますとこんな感じ

で、先ほども説明しましたけども、これの、水色の層が砂層、オレンジ色の層が粘土層、赤いのが火山灰層ということで、あと緑色が廃棄物の層ということでございます。これにですね、これのR Dの処分場のところだけを取り出したのがこんなイメージでして、周りを遮水壁で囲んで、この不透水層と書いてありますのが下の厚く連続しております粘土層です。

そこに2.5 m以上突っ込んで全体を囲んで遮水してしまうという案でございます。これちょっと長さが変わってますけども、最大で40 m程度ということで、全体を囲んでしまうという案でございます。

(対策工ポンプ等の断面を記入した透明シートを示して) ちょっと先ほどパワーポイントでも説明しましたけれども、こんな感じになりまして、赤いのが遮水壁で、この青いのがポンプです。ここの砂層2つと廃棄物の層の3層にポンプを設けると、これ3つ書いてますけども3つだけしか設けないということではなくって、詳細設計の中で決まりますけども、必要な台数を設置すると。あと黄色いのが自然換気口ということで、中に空気を送るための換気ということで、これも1本だけしか書いてませんけども、実際はもっと何本も設ける計画でございます。

そしたら以上で説明を終わらせていただきます。

自治会長：今だいたいこのようなことでございます。じゃ次に質疑応答に移らせていただきたいと思えます。

まず最初に当自治会の地域環境を守る特別委員会ということで、過去8年間ほど活動していただいた さんのほうから質問の方、お願いしたいと思います。

住民：失礼します。じゃ行きましょうか。

今日は80部ほど資料を用意したんですけども、予想以上に集まっていたいて足りなくなって、さっき急遽30ほど焼き増しをしました。

私のほうから「嘉田知事の欺瞞」と書きました裏表の物と、それから、「嘉田知事への公開質問」と書いた裏表の2枚用意してます。持ってない方、後ろに焼き増しがありますので、それを御覧ください。

それとあと、昨年度に行った経緯などの「R D問題解決に向けてみんなの知恵」というチラシも参考までにお配りしております。

お手元がない人、後ろのほうに配っておりますので、御覧ください。

じゃあ、私のほうから、これまでの県の説明を聞いてきまして、疑問に思ったことをいくつもありますので、それについてお尋ねしたいと思います。

まず一点目ですが、マニフェスト違反という問題です。嘉田知事は選挙の時にこのマニフェストを配っています。私たちはこのマニフェストは嘉田知事が当選したらですね、実現してもらえる県民に対する約束だというふうに考えて、そして嘉田さんに期待した人もこの中に多くいたと思うんです。このマニフェストの中で、嘉田知事はこのように言っています。「違法投棄物質の除去命令を直ちに行います。」というふうに書いているわけですね。で、処分場の許可容量は40万立米ですね。しかし先ほどのお話もありましたが、対策委員会の調査によって、72万立米の廃棄物が実際にはあ

そこにあります。ということは、32万立米はこれは違法投棄です。ということはこの違法投棄は、当然、直ちに撤去していただけるだろうと県民は思っているんじゃないかと思うんですね。これをもし守らないで封じ込めると、そのままにしておくのであれば、これは県民への公約違反ではないですか？ というのが一点目です。

それから、A2案を却下する。我々が対策委員を受けた専門家として入ってですねA2案を推奨してきたんですけども、A2案がなぜだめなのかということがよく分からないですね。それに関していろいろなところでおっしゃっていることが、私なりに解釈した3つだと思うんですが、それが正当性を持つとは私は思えません。

1点目。全量撤去は生活環境をいっそう悪化してしまうというおそれがある。だからそんなことはできない、というふうにおっしゃいました。しかし、直近の北尾自治会をはじめ地元自治会は、工事期間中の我慢を覚悟で全量撤去を望んでいます。子や孫の代まで不安を抱えて暮らすことを考えれば、住民が全量撤去を望むのは当然であると。それが分からないとすれば、生活者感覚がちょっと不足してるんじゃないでしょうか、と私は思います。

それから、排出先が確保できないということもおっしゃってました。今滋賀県ですね、産廃の最終処分量は年間15万トン。これはどうしても出ます。将来的にこれがゼロになることはあり得ません。ということは、年間何万トンなら可能なのか教えてください。あそこの処分、廃棄物をどっかに持って行く、その量がどのくらいになるかにもよりますけども、とりあえず13年間かけて持って行くということを考えますとですね、年間せいぜい3万トンです。3万トンの排出も出せないんでしょうか。何万トンなら出せるんですか、という話がないと、それは根拠のない理由だと思えます。

それから、3番目。他に経済的、合理的な案があるということです。で、封じ込め案は先ほども言いましたけども、対策期間が半永久的になります。その間、施設の老朽化しますから、その対応をしないといけない。それから永久的にモニタリングをすることになります。つまり、総額が不明なんです。D案というのは、金額を書き入れない小切手を出すようなもんだと。まったくある種不合理だというふうに思っております。

以上3つの観点から言っても問題あるんですが、それ以外にも重大な問題があります。私はD案は地域を壊す、殺す、デス案、つまり死の案だと思っています。処分場の問題は地下水問題だけではありません。不適正廃棄物を封じ込めるというD案は、経済的に非合理である以外にも、下記による致命的欠陥を持っています。

まず1。ガスを自然換気するので、周辺へ長期間、低濃度被爆を強いることになります。これが自然と人間に与える影響を考慮していません。先ほどもおっしゃってましたが、自然換気という管を何本も作るんだとってますよね。ここからは有毒ガスが出るんですよ。有毒ガスを出し続けるんですよ、周りに。バツタなんか、そりゃガスが出ている限り、帰ってくるはずないじゃないですか。これによってですね、周辺の、特に北尾自治会の人たちに健康被害生まれる可能性、私はかなり強いと思えます。それに対する保障、どうするんですか。というのが1点目です。あそこの処分場は、住宅地に近接しているから手を出せないんだ、じゃないんです。住宅地に近接

しているから徹底的な対応を執らなければ危険なんです。

それから2番目。遮水壁と水圧管理によって、経堂ヶ池の湧水が生じ、農業用水としての機能が永久に失われます。これはどういうことかと言いますと、これは上田室長がよく言ったことですが、遮水壁は万能ではないと、やがて壊れるんだと、壊れるけれども処分場内の水圧を下げて、処分場内から外には流れないようにするんだと、外からは入ってくるけども中からは出ないようにします、ということ言ってるわけです。遮水壁は確かに壊れますと言ってたんです。でも、中の水圧を下げて、引き込んだらどうなりますか？経堂ヶ池の水が湧水しますよ。ずうっとやってるんですよ、30年以上も。農業用水として経堂ヶ池は、もう役立たない物になります。

それから3番目。撤去の見込みのない封じ込めによって、この地域は有害産廃の土地というスティグマを貼られます。その社会的損失を考慮していません。知事は元社会学者ですから、スティグマの問題についてはよくご存じだと思います。常に有害なガスの出ている処分場の隣に誰が住みたいですか。地価は絶対上がりませんよ。これは徹底的な対策をして、本当に回復したんだということを、みんなに知らしめないのだめなんです。でも永久こうじゃ、だめじゃないですか。ここは死んだ土地になります。

それから4番目です。封じ込めは、許可容量超過2度目の容認です。そもそもあそこは24万立米だったんです。それが40万の追認があって、そして調べたら72万だったわけです。当初の24万からすると3倍の量ですよ。これをです、認めるとするのは、許可容量って何だったんですかってことですよ。許可容量ってというのは、ここまでだったら安全だという容量なんじゃないんですか。その3倍でも安全だというのはどういうことですか。24万立米、悪くても40万立米超えた物は安全じゃないから撤去しろというのは当然じゃないですか。それは生活保全上の支障だといって撤去してもいいじゃないかと私は思う。

次4番目、本音は金の問題ではないのかということ。裏の方にまいます。知事は記者会見でこう言いました。財政問題は対策工を採る上での大きな要因と考えるべきではない。そう、財政問題ではないんだと言うんです。そしたらお金使ってくださいよ、と私は言うんですよ。お金がないからしゃあないと言われるんであれば納得できますが、お金の問題ではないと言われるんですから。だいたいですね、特措法でやられる支援の中で、生活安全上の、保全、生活環境上の安全上の確保と不安の解消などができるはずがありません。結局金がないので我慢してくれというのが本音なんじゃないでしょうか。というもんです。

それからお金の問題に関して5番目、A2案の工期工費の見積もりは過大です、あまりにも。これはもう一枚の紙の裏に、ついこないだ6月7日の読売新聞に載った記事をコピーしてきましたけども、岐阜市の椿洞問題ですね、ここも70万立米を撤去する方針を出したんですよ。70万立米撤去するんですよ。ほぼ同じじゃないですか。そして40万立米の撤去だけで100億円で済んでるんですよ。でこれは産廃特措法使ってますよ。なぜ同じことができないんですか。僕らは32万は違法だから撤去しろ、それもできないじゃないですか。そしてそれを撤去するのに何で230億もかかるんですか。始めっからヤル気がないから高めの見積もりを出さしてるんじゃないか

と私は思わざるを得ない。そして、ちゃんと前例があるじゃないですか、特措法を使った。70万撤去という。これはどう考えるのかは納得できないですね。

それから6番目。知事の政治姿勢が行政不信を増大させている点です。知事は5月7日の定例会見で、記者に「全量撤去は困難。有害物全量撤去は困難。」と語りつつ、11日の中央公民館でやった説明会では、自分の考えは何も述べませんでした。そしてその4日後の議員に対する説明で、D案を採用ということを行いました。つまり、記者や議員には言うけども、住民には言わないってことですか。

それから、こないだ我々が監査請求かけました。5月21日にD案の詳細設計をもう発注しているじゃないですか。5月21日の段階で、住民の説明会の始まる前にですね、もうD案の詳細設計の入札をやるから、提案しろっていう、やってるんですよ。これは我々に対する裏切りじゃないですか。悪く言えば詐欺ですよ、これは。最低でも誠実性は疑われても当然だと思います、私は。首長っていうのは、住民の幸福を第一に考え、ない予算は取ってくる、ない権利は奪う、ない法律は作らせる、そういう突破力を持たなければならない。私は嘉田知事も環境社会学者だったんですから、一番いいのは全量撤去だと思っています。ならば国や廃棄物財団に対してどれだけ奮闘したのか、ということをもっと説明してください。今日の話でも、国にどう言った、廃棄物団体にどう言った、ということ何も聞くことができなかったじゃないですか。あるいは私は増し刷りに出かけてましたら、その間に話があったかもしれませんが。それは首長の役割期待ではないですね。それについて説明してください。

7番目。対策工自身の基本方針、その大原則は放っておかれるのかということ。対策委員会での答申では、対策工の基本方針として、地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得を得られるようにして問題解決にあたることを全ての対策の大原則とする、と書いてます。これはちゃんと遵守していただけるんでしょうか。これまでの県の対応を見てると、また同じ過ちを繰り返してるような気がします。この場でできたら約束していただきたいと思います。

で、最後です。A2案というのは、昨年やった地元住民集会の打ち出しを参考までに用意しましたが、先生や、それから先生や先生が地元に来てくださって、そして住民と話し合いをしながら作った案なんです。山仲部長の名前が入ってますけども、山仲来てくれ来てくれって言っても、彼来てくれなかったんですよ、結局。乾澤さん来てくれたよね。乾澤さん来てくれた。けど、県の人ひとりも来てくれなかった。なんで来てくれなかったんですか。対話で共感を作るんだ、それがマニフェストに書いたことじゃないんですか。そうやって、住民と専門家が一所懸命作った案を、すげなく却下するのかを、私は理解できないですね。これは、嘉田さんの当初の理念と矛盾すると私は思います。業者に依頼して、依頼した詳細設計を、いったん白紙に戻してください。嘉田知事は別の説明会で、あそこの処分場の有害廃棄物は、癌というふうに言ったそうです。まさに子や孫の代に癌を残すようなD案は凍結してください。新幹線問題と同じです。子や孫にツケを残すようなまねは凍結してください。そしてもう一回住民と真摯に話し合っ、A2案を採用していただきたい。私はそう思います。

以上、いろいろ申し上げましたけども、返答いただけると、幸いです。

住民：公開質問に関しては、これはもう提出しています。で、文書にて6月23日までにく
ださいってことですので、そのときに返答していただければ結構です。今、嘉田知事
お手元に新書にありますけども、「生活環境主義で行こう」、ここで書いてあることと、
このRD問題に対する対応は、私は矛盾する点たくさんあると思います。ぱっと見た
だけでも4つ目についてので書かしていただきました。文書で返答を期待しますので、
この場では結構ですけども、よろしく願いいたします。

知事： さんのたいへん的確なご質問を頂きまして、ありがとうございます。「嘉田知
事の欺瞞」頂きました。私ってそんな欺瞞的な人間だったかしらと、たいへんつらい
立場でございますが、誠意を持って私の方からお話しできることをさせていただき、
そして、対策委員会での議論、あるいは担当者としての技術的な背景が必要なところ
は、担当の方に説明をさせていただきますけども、それでよろしいでしょうか。
まず、マニフェスト違反ということでございますが、私がこの候補者として書かせて
いただいたマニフェストの中に、ダム建設についての緊急提言とあわせて、廃棄物処
分場問題（について）2つ書かさせていただいております。

 ひとつは、大津市の栗原廃棄物処分場、この焼却炉を建設については直ちに凍結し
ますという問題です。

 そして2点目の、栗東市のRDエンジニアリングの廃棄物処分場の違法投棄には、
毅然とした対応がなされず、県のこれまでの姿勢を改め、謝罪しますという点が一点
でございます。また、違法投棄の責任を問い、違法投棄物の除去、処分命令を直ちに
行います、が2点目です。そして3点目が、命令に従わない場合は住民の安全を第一
に考え、行政代執行も含めた行政的な除去処分を行いますと、いうマニフェストを出
させていただきました。このマニフェストに沿って2006年7月以来、全力で投球
をしてまいったわけでございます。担当者も含めてここ1年半近く、まず先ほど申し
上げましたように、この違法投棄の責任を問うというところで、除去処分命令、これ
は措置命令という形で、この5月に出させていただきました。ただ措置命令は、物そ
のものの除去する部分がもちろん部分的ではございますが、安全性を確保するという意
味での措置命令を4項目を出させていただきました。それに基づいて行政代執行とい
うのは、措置命令の期限が来た後、事業者はたぶん措置命令に従わないだろうと、だ
から代わりに行政として代執行をしますということ、これからまさにこの対策工の
中でさせていただくわけです。そのときの第一の目標は、住民の安全を第一に考える
ということで、この方針に沿って、今全力を挙げて対応を執らせていただいていると
ころでございます。

 2点目ですが、A2案を却下する理由に説得力がない、ということですが、全量撤
去は生活環境がいつそう悪化してしまうというおそれがあるという理由ですが、これ
は私自身が、それこそこれまで北尾 あるいは中浮気のみなさんからお話もお伺いし、
その生活者感覚の中で判断をしたことでございます。生活者感覚が欠如していると言
わざるを得ないということは、そういう判断もあるだろうとは思いますが、まず周辺
に住んでおられるみなさんにとって、今以上に生活環境が悪化してしまうような工法
については、たいへん不安があるということでございます。

2点目の搬出先の確保という点につきましては、後からまた担当のほうで具体的に示せるところは今日お話しいたしますし、またその準備のないところは後ほど、通知などは正確を期すためにお知らせさせていただきます。

それから3点目は、他に経済的、合理的な案があるという理由でございますが、先ほど8項目の中でご説明させていただきました2項目目、ア、イのイでございますが、対策期間が半永久的になるということで、金額を書き入れない小切手と、全く非合理とご判断いただいておりますが、私どもはできるだけ早く、速やかに、この最終的な処分場の廃止基準という安全基準を確保したいと先程来申し上げております。今のところランニングコストとして30年、13億円計上しております。イニシャルコストと合わせて32億円、合計45億円という形で出させていただきます。こちらんこれはこれから詳細設計を詰める中で、どのような有害物質を掘削したらいいのか、焼却灰の洗浄除去の問題など含めて変わる可能性はありますが、まさに桁が違うほど変わるということはないと、そのような見通しの中で出しております。

それから、3点目ですが、D案は地域を殺すデス案とご指摘いただいておりますが、私たちこれ「封じ込め案」ということではなく「原位置浄化案」、現場で雨水を入れることによって土壌を浄化し、そしてそれを汲み上げて、今のところ毎日100トンから140トンくらいと見通しを立てておりますが、現在の位置で土壌を洗い、そして地下水を汲み上げる、これも毎日の作業となると思います。地下水を汲み上げて浄化施設で浄化をし、浄化をした後の水を下水道に流すと。下水道に流すための基準がございますので、その基準まで浄化したものを流すということで、原位置で浄化をしていくということです。

その中で、ガスの自然換気、被暴のおそれがある場合にはきちんとモニタリングをしてガスの浄化もするべきと思っております。特に、住宅地に近いわけですから、臭いや、あるいは有害物が絶対出てはいけないということは、対策工の絶対条件として入れるべきと考えております。

また遮水壁と水圧管理によって農業用水の機能が失われるおそれということですが、これについても上田室長、後からまたコメントいただけますか。

水圧によると思うんですが、全体として経堂ヶ池は下側になりますので、そのあたり農業用水としての機能が失われてはいけないと理解をしております。

また、この土地がスティグマ、不名誉なレッテルが貼られることによる社会的損失のおそれがあるということですが、先ほど申し上げました、ある意味で既にここ10数年の問題の中で社会的スティグマそして風評被害、小野の地区でも米が汚染されていると思われるんじゃないかと、小野のみなさんが心配しておられました。既に風評被害がある中で、私は、この地域は誇りを取り戻せるような形での未来に向けた対策を、安全を確保したいと、強い意志を持っておりますので、そのためにはどうしたらいいのか、みなさんの、またご意見もおうかがいしたいと思います。もともとここは里山でした。小野のみなさんからおうかがいすると、経堂ヶ池で魚つかんで泳いで遊んだんだ、そういう里山であったと。あるいは、ため池が美しいため池であったということも、たいへん大事な原風景だと思っております。そういうところで、誇りと名誉を取り戻せるようなことも大事ではないかと考えております。

4点目ですが、封じ込めは許可容量超過の2度目の容認であり、許可容量は生活安全を考えてのものであるため、許可容量を超える物は撤去すべき、というご意見でございます。先程来申し上げておりますように、経済的、合理的な案、生活の安全性を確保するための経済的、合理的な案がある場合、私たちは公的な税金を投入させていただかなければなりません。そういうところでの合理的な判断ということも必要だと理解をしております。

4点目は、金の問題ではないのかということですが、先程来申し上げております、合理的な案があった場合には、最小の費用で最大の効果ということを申し上げております。新幹線の問題、あるいはダムの問題、造林公社の問題、私どもはさまざまな県政の課題に直面しておりますが、いずれの問題についても最低の費用で最大の効果が上げられるような、そういう政策を選ばないといけません。県議会のみなさん、そして、・・・。

住民G：逆にしていただけますか、それ。最大の効果を最低の費用でとじていただかんと、ちょっと我々・・・。

知事：はい。えっと、言い方を変えても最大の効果を最低の費用で・・・。

住民G：それを先にしてください。

知事：はい。最大の効果を最低の費用でという、ほぼ同意義、意味だと思いますが、そのようなことで最大の満足度を得られるための費用ということを私たちは選ばないと、逆に、説明がつかない、そのことは全ての政策の基本でございます。そのような意味で、特措法に乗るための条件ということを私たちは考えるべきであろうということでございます。特措法だけで得られる資金で、安全を確保できないというご指摘ですが、まずは特措法を活用するというのが、県政をお預かりする、お財布をお預かりする知事としての基本でございます。しかし、命の安全を確保できない、そのような対策は採るべきではないと考えております。

5点目ですが、工費、工期の見積もりですが、A2案の工費、工期の見積もりが過大であるということですが、A案、最初のA案は、400億を超えていたと理解をしております。その後、A2案が234億円、13年、となったという具体的な背景については、後ろの方でご説明させていただきます。

6点目ですが、政治姿勢が行政不信を増大させているということをご指摘いただいておりますが、5月7日の定例会見、全量撤去は困難であると申し上げました。そして11日の説明会では、住民に自分の考えをなんら述べず、15日に議会、環境農水委員会でD案を採用すること表明したとありますが、私、11日の当日のメモをここに置いてございますが、先ほど申し上げました8項目について説明をさせていただき、この8項目をもとにしてバランスを考慮して具体的な実施計画書としてとりまとめた。いずれの対策工にしても、住宅地に近いこの処分場において、みなさんの納得を頂きながら円滑に対策工を実施していくことが必要だと。地域住民の委員の中で4

名のみなさんが希望され、対策委員会からも推奨されたA2案につきまして、私も重く受け止め慎重に検討してきました。しかし、このRD処分場が住宅地や公共施設に近いという問題から、対策を実施する上では、技術的に可能かどうかという技術上の問題、工事実施中における交通問題、悪臭や粉塵などに関して、周辺住民のみなさんの生活環境の安全をいかに確保するかという二次影響のおそれなどの配慮も必要です。RD処分場による地下水汚染問題など以上の深刻な生活環境問題を引き起こしてしまうおそれがあるとしたら、元も子もありません。また、何よりもみなさんの健康と生活環境の安全を確保しないといけません。あわせて廃棄物を撤去し、運び出す場合の受け入れ先をどこにするかという大きな課題があります、とA2案の課題を具体的に述べさせていただきました。財政的な支援が可能かどうかの問題もあります。このようなことで、5月11日にその課題について述べさせていただいております。自分の考えを何ら述べないわけではございませんでした。そのところはご了解いただきたいと思えます。

そういう中で、この後、集会開催の申し入れを断り、ということですが、このあたりの事情については、ちょっと上田室長から。私自身は集会はしていただきたいということで、各自治会このように回らせていただいております。自治会への説明会は5月の末からさせていただいておりますけれども、住民からの意見を考慮するようなことを述べていては、よく言えば詐欺、最低でも誠実性を疑われるということですが、たいへん、このようにお言葉を頂くのは私も無念でございます。首長は住民の幸福を第一に考え、ない予算は取ってくる、ですから特措法できちんと国からの予算は取ってきたい。ない権限は奪う、RD処分場そして事業者に対してしっかりと措置命令を出して代執行をする。そして二度とこのような形での再発を許さないという、そのような強い決意で臨んでおります。ない法律は作らせる、おっしゃるとおりです。県は条例を作るという権限があります。不足しているところはしっかり条例で対応する。そして、突破力を持つ、突破力を持つべく執行部全体としての努力はさせていただいております。そのような中で知事は地域社会に対する殺人者とまで書かれてしまいますと、とってもつらいものでございます。

7番目。対策工実施の基本大方針の原則でございますが、地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得が得られるようにして問題解決にあたることを全ての対策の大原則としております。これを遵守したいがために、このようにおうかがいしているところでございます。

ぜひともみなさんのご理解を頂きまして、原位置浄化案、それにどのような願いや望みが可能であるのか、今日が自治会は最後でございますので、みなさんご意見をおうかがいして、対話と共感、私のモットーでございます、A2案が対話と共感で作られたということですが、さん始めみなさまには、たいへん知恵を絞っていただきまして、ありがたいと思っております。そのような中でのA2案をそのまま採用できないのは、たいへん心苦しいことではございますが、先ほど8項目申し上げましたような中で、できるだけD案を柱にしながら、みなさんのご意見を反映できる形で、今後の方向を探っていきたいと考えております。

たいへん長くなってしまい、申し訳ございません。どうか、また、追加のところも

説明はさせていただきます。

室長：対策委員会の中での議論、そういうものを含めまして、私の方から説明させていただきたいと思います。

まず、一番最初にですね、2ページに、ちょっと中程に、先ほど事実であれば問題だ、というふうなD案に基づく対策工事の詳細設計入札を開始していたというのが判明したという、このことについてまず説明をさせていただきたいと思います。と言いますのは、そこもしておれば、もうこういう住民説明会という意味がないとこう思うられると思いますので、そのことからまず説明をさせていただきたいと思います。

今日はこの資料、お配りをさせていただいておるんですが、1枚もんの資料で「県が行う工法提案要請の概要について」という裏表の資料、これをまず御覧頂きたいと思います。ひとつはですね、RD最終処分場問題に関する県の姿勢ということで、簡単に書かせていただいておりますが、処分場からの周辺への生活環境保全上の支障をしっかりと除く、取り除く安全な対策を確実に着実に実施し、RD問題一日も早く解決する、問題発生から8年も経ってるんで、県も一日も早く解決したい、それが県の基本の姿勢でございます。その中で、一日も早く解決するとは、県がどう考えているのかと言いますと、これは、具体的な対策工法を速やかに講じていきたいと、こういう強い思いがございます。その中で、平成20年度予算、これは昨年度の11月頃から予算要求をしていくわけなんでございますけども、対策工の詳細設計と、それから焼却炉ダイオキシン類の撤去、その予算を去年の11月から予算要求いたしまして、今年の2月定例会でお認めを頂きました。その中で、まず、対策工の詳細設計を平成20年度内に完了したいという思いがございます。この詳細設計につきましては、非常に難しい業務でございますので、技術的に高度または専門的な技術を必要とする場合は、プロポーザル方式により契約する、業者を決定するというところで、これは、業者提案を受けて、その業者さんから、こういうことどうですか、こういうやりかたどうですか、ということで、まず提案を受けて、その提案がよかった場合について、詳細設計をお願いするという段取りになります。で、その要請した技術提案の内容は、私ども、5月15日に、5月の常任委員会において、D案を基本に実施設計案を作っていくと、いうことで、申し上げましたことからその要請した技術内容は、基本的にはD案で要請をいたしております。そこで裏面を見ていただきたいと思いますんですが、先ほど5月15日に実施計画策定基本方針をお示しをさせていただいて、そして、5月21日に技術提案の要請をいたしました。6月11日を技術提案書の提出期限といたしまして、そして、6月13日、明後日でございますが、業者にヒアリングを行う予定をいたしております。

そして、このヒアリング結果から、契約審査委員会、これは県の中で、副知事等からなる契約審査会になるんですが、その中で、その審査会に付議をいたしまして業者の内定をいたします。しかしこれは、入札制度ではございませんので、6月の下旬、これは予定なんですが、6月下旬に、見積もりの依頼をします。内定した業者に見積もりを依頼して、そして見積もりの提出期限を7月上旬にして、そして、7月中旬に見積もり書の応諾、ここが初めて私どもが契約をするという意志を表明するものでご

ざいます。そして、7月下旬に契約書の締結とここに書いておるんですが、これは何で7月下旬かといいますと、先ほどの申し上げました焼却炉ダイオキシン類の撤去を、予算を要求した段階では、来年の1月にはかかりたいという思いがあります。1月にはかかりたいという思いから言いますと、7月下旬くらいに契約書の締結すると、その少し遅れるかもしれませんが、契約ができるやろと。入札というのは、入札した段階でその業者さん、例えば5社おれば例えば1社がうちの予定価格以内であれば、契約する義務が発生します。これはあくまでも随契でございますので、県が随契、その見積書を応諾しない限りは、契約は発生しないと。という解釈をいたしております。これは一般的な解釈でございます。それで、この表の右側を見ていただきたいんですが、5月28日から地元の説明会をさしていただきますし、また6月24日からは県議会の議論がございます。そういう議論を踏まえた上でないと、契約というのはできない、そういうふうに私どもは思っております。決して先行的に契約進めて、これでこれだという事ではないというふうなことを、この資料で説明させていただきたい、こういうふうに思っております。D案に基づく、入札を開始していたということではないということで、まずご説明をさしていただきたいと思っております。

それで今日、資料の、「嘉田知事の欺瞞」の資料見ていただきたいわけですが、まずですね、2のA2案を却下する理由に説得力がないという中で、2行目でございますが、住民が全量撤去を望むのは当然である、ということでございますが、実はこのことは対策委員会の中でも議論をされております。で、これは主に委員長の発言でございますが、委員長はこの対策工を推奨する中でも書かれておられまして、対策工それ自体が周辺の住民に及ぼす影響等を度外視できるなら、周辺の住民の方の安心を確保するためには、A1案またはA2案が適当と考える、しかし想定される法的スキーム、法的スキームとは産廃特措法とか廃棄物処理法でございますけれども、その下ではこれらには無理があると考え、ということ、その住民のみなさんのおっしゃる、住民が全量撤去を望むのは当然であるということについては、対策委員会の中でもそういう意味合いで議論をされております。

で、次に2の搬出先の確保が困難という理由ということで、具体的にどうなんかないかということで、このA2案につきましては、先生、それから先生、それから先生の提案でございます。その中で、A1案というのは事務局が用意した全量撤去という、用意した案でございますけれども、そのときにも受け入れ先の確保というのは難しい。まず、先ほどお三方の中で提案された場所が、ひとつは県内にある施設でございました。で、もうひとつは大阪フェニックスという議論でございました。その中で、県内の施設はまだ開業いたしておりませんし、もともとその施設は、処分場は、その県内の企業さん向けに作るという地元とのお話・・・

住民：持って行き先じゃなくて、量としてどのくらい必要かや、可能なのかを話していただきたい。

室長：それもちょっと説明させていただきたいと思うんですが。我々は対策工として打っていくわけですが、総量として、全体で15万だからどっかあるんじゃない

て、具体的にどういったところへ持って行くんだというふうな議論でないと対策は打てない。そういう意味で受け入れ先の困難がある。ただ、フェニックスで全量撤去案の試算をさしていただいています。で、それも持って行けないとは申し上げてない。確保が困難だと。だからその辺難しいんです。だから受け入れ先は受け入れ先の基準もございまして、そういうものに適合していくような形にもっていくわけでございますので、そういう意味では、こういう問題起こった場合は、国の指導者、国からの助言を聞きますと、まず栗東市内で何とかしてくださいよ、その次ダメだったら滋賀県内で処理してくださいよ、他府県へ持ってくのはどうなんだ、まずそういう議論から入ります。その中で試算をさしていただいているのが大阪湾フェニックスということで、そこについては容量的に2021年ですから、あと13年ほどございまして、そういう中では議論ができるかもしれないということで試算はいたしておりますけども、具体的に受け入れ先がここですということまでは至っていないということでございます。

そして、もうひとつでございますが、3番のガスの自然換気するので、周辺への長期間の低濃度被曝を強いることになると、こういうことでございますが、ここでちょっと先生におうかがいしたいんですが、長期間、それから低濃度被曝そのものは、何とお考えですか。具体的に。

住民：自然と人間です。

室長：このガスは、硫化水素ガスが出ております。

住民：それだけじゃありません。

室長：ちょっと待ってくださいね。硫化水素ガスが出ておりまして、それからメタンガスが出ております。このことについては、問題ないというふうに思っておられるわけですね。

住民：何で問題ないんですか。

室長：ちょっとその点については、化学の担当にちょっと、自然換気をしてる中でそのメタンガスとそれから硫化水素ガスはどういう形で考えているのかというのは、ちょっと説明させていただきます。

卯田：それでは説明させていただきます。専門委員会のほうでもこのガスについては、議論されているところでございます。何が問題かと言いますと、硫化水素ガスがあれだけ発生しておる、また、この調査の中でも確認されておりますけども、メタンガスが発生しておる、ということが問題となっております。これの硫化水素およびメタンガスというのは、処分場の中の状態が還元状態、酸素がない状態になりまして、それで有機物が分解したりしてメタンガスであり、または有機物が原因となりまして硫化水

素が発生するということが知られております。ですから、これらの活性を抑えようとする、また抑制するということになりますと、空気を送ってやる、つまり酸素をたくさん送る状態、還元じゃなくって酸性の状況にすれば、これらのガスが発生が収まるということで、また、以前は、10年ほど前は2万2千ppmという最大の濃度が観測されていたわけですが、最近におきましては、だいぶ収まってきたようございまして、昨年の8月でボーリング孔の中、掘削してから一ヶ月ほど置きました後の濃度におきまして、630ppmと言われて、測定されておりました、まだまだ高い状況ではございますけども、こういう状況におきまして酸素を供給してやること、換気をしてやるということになりますけども、こういう空気を送ってやることによって発生がだんだん抑えられてくるということでございます。

室長：それと、もうひとつその次でございますけども、実はその部分については、対策委員会では議論はなかったと思ってるんです。長期間で先ほどお伺いしたのは、どちらかというA2案でかき混ぜる方が心配かなという思いもございまして。13年間ですね。それと、もうひとつ、経堂ヶ池のことが書いてます。遮水壁と水圧管理によって経堂ヶ池の湧水が生じ、ということでございますが、これにつきましても対策委員会で議論がございました。少し模型で説明さしていただきますと、遮水壁をこういう形で打ちますと、こちら側が工業技術センター側です。で、こちら側が経堂ヶ池側です。で、今、地下水という流れはこういう流れになっておると。ここに遮水壁を打ってしまうと、こう流れておる水がどうなってしまうんだと。その中で、水位はどうなっていくんだという議論がされております。その中では、シミュレーションをした結果、特段の問題は生じないやろうということが、対策委員会の中で議論されておりますので、私どもホームページ、今日あらかじめこれ見てみますと、この議論にあたる部分もコピーすることができたと思うんですが、こういう議論がされておったというふうに私は記憶しておりますんで、そういう心配はないではないかというふうに思っております。

それと3の3の社会的損失の効力につきましては、これは対策委員会では先生おっしゃっておられたかもしれませんが、他の委員さんからの議論はなかったんですが、私個人的にはですね、あそこ対策工打ったらどっちか言ったらあの土地は価値があるんじゃないかなという思いを持っております。対策工打ってしまえば、今は、破産管財人はただでもよいということになっているんですが、対策工打てば値打ちあがってくるんじゃないかなと、私個人的に思っております。

次に5のAの2案の工期の見積もりが過大である、ということで、こうおっしゃってるんですが、実はA2案が先ほども申し上げましたように、先生、先生、先生の提案でございまして、これについては東京の方へ私どものコンサルを先生と先生のところに、東京事務所で会っていただきまして、その内容を聞きながら資料を作らささせていただいて、その額を提示させていただいたものでございまして、そういう議論が終わった中で過大というのは。あくまでも概略設計でございます。概略設計でございますんで実際詳細受けるとまた変わってくると思っておりますけども、そういう経過の中で先生、それから先生と協議した上でコンサルに作ら

したものでございますので、概略設計の額としては妥当な額ではないかなと。で、その中で上田室長はテレビでもっとかかると、そう言うてるやないかと、いうことですが、実はこれにつきましては、対策委員会の報告書というのがございます。対策委員会の報告書の中で未計上工種というのがございます。未計上工種というのはなんやということで、またA2案見ていただくといいんですが、いちばんたくさん未計上の工種がございます。それから、ご承知かと思えますけども、ここに建物がございます。当然撤去していくこととなると思えますので、この経費についても未計上になっておったというふうに思っておりますんで、そういう意味でもっとかかるというふうに申し上げたのは事実でございます。

あと、また抜けておれば、ご質問いただきたいと思いますと思いますが、私の中で過去の対策委員会の経過も踏まえてご説明させていただいた、そういう経過でございます。

住民：今日は多くの人に集まっていたいでるんで、あとでいろんな意見を出していただけたらなと、そういうふうに思っております。というのは、今の回答に関しては、納得できないところが多々あるんですけども、これは多分議論してもですね溝が埋まる可能性は低いと思えますんで、みなさん今話を聞いて発言があればお願いしたいと。ただし、今日、ニューハイツ自治会以外の方もいらっしゃってます。申し訳ありませんが、ここはやはりニューハイツ自治会の説明会ですので、ニューハイツ自治会以外の方の発言はご遠慮いただきたいと思います。

住民：今の さんの文書に対して、県の説明があったんですけども、ガスに関して言わしていただければ、議論があんまりなかったということですが、第10回対策委員会で先生たちの委員と意見が集約されてます。その中でガスに関しては、今おっしゃったメタンガスと硫化水素だけじゃなくて、トルエンが出てると、ベンゼンが出てると、スチレンが、それと塩化ビニルモノマーとか、そういうものも出てきてるんだということで、何がどれだけあるんだということが分からないんで、こういうガスがどれだけ出ているんだと、そういう不安があるんだと、先生、先生、先生、いろんな方が指摘してくださってます。

それと経堂ヶ池の水がなくなるんじゃないかという さんの意見に対してもちょっと私の意見。

経堂ヶ池っていうのは湧き水があるんですね。だから さん指摘されてるみたいに、どこかで地下水を引いてしまえばそれがやっぱりなくなってしまいう可能性というのは、ないことはないので、県の説明では不十分かなというふうに思います。

それと、今回、委員会まとめていただいているように、許可容量超の廃棄物に対して、平成10年に県は追認されてます。もともと24万立米の処分場で、40万立米あることが分かって、それを出さずに是正計画を立てなさいということで、県はそのまま、廃棄物をそのまま、少しは出しておられますけども、そのまま置いておく。今回の追加調査でそれが72万立米あったということが分かってきてます。これは何なのかというと、あそこは安定型処分場で、素堀というか下に何も遮水壁、遮水シートも何もない状態のところ、RD社が粘土を削って掘り込んでいったと。それだけ多く

の、許可容量以上のものをそこに埋めて、そこに埋めた。粘土層を削ってしまって、直接帯水層を、帯水層に廃棄物が接しているということが今回の調査で分かっている訳ですけど、そういう状態にしてしまったと、平成10年の時にもう少しきちんと対応して下さったらということと、平成3年にも許可区域外でRD社が大きな穴を掘っているわけですね。それに対して県がきちっともう少し調査するなり対応を執っていただいたら、平成10年の粘土層を破壊するような深掘というか、そういうことは起こらなかったかもしれない。

ここへ来て、対策を執ります、72万立米の廃棄物を対策の枠組みの中でやっていきますと言われても、私たちとすれば、許可容量以上のものって認められないですよ、これ以上。行政対応検証委員会の先生方も、その点に関しては平成10年の県の対応に関しては、悪かったんじゃないかという指摘をされてます。そこをきちっと踏まえて、今回計画と対策の中で許可容量以外の廃棄物というのは撤去していただきたいです。それに関して、行政処分の指針の中でも、平成17年度に出た分ですけども、第2条の産業廃棄物業の事業の停止と許可の取消しという項目においてですけども、このうちで、産業廃棄物処理業の許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、産業廃棄物の適正な処理を確保するものである、と。そういう中で、産業廃棄物業者が不法投棄等の重大かつ明確な違反行為を行っているにもかかわらず、原状回復責任を全うさせる等を理由に許可の取消処分を行わず、事業停止処分等にとどめる事例が見受けられるが、当該運用は、不法投棄等の違反行為を事実上追認するものであり、適正処理を確保するという許可制度の目的及び意義を損ない、産業廃棄物処理に対する国民の不信を増大させるものであるばかりか、違反行為による被害を増大させかねないものであることから、著しく適正を欠き、かつ、公益を害するものである。こうした場合には、躊躇することなく取消処分を行った上で、原状回復については措置命令により対応すること。と、いうふうに、これは事業の停止および許可の取消しという項目の中ですけども、きちっと原状回復のための措置命令を出しなさいということをはっきりと謳われてます。

廃棄物処理の報告書というのが県にあがってきてるんですね、RD社から。それを逆算して、今72万立米あると、約30万立米出していただくために、どこの業者から何がそこに捨てられているかということが分かっているわけですよ。排出業者の責任をとっていただく意味で、そこに費用を負担をお願いするなどして、きちっと許可容量以上の廃棄物は撤去していただきたいなと、いうふうに思います。

今説明されたD案の中に、焼却炉の洗浄除去という形になってますけども、検討委員会の中でD案を推奨されてる先生方の中には、焼却炉の解体撤去ということをきちんと上申書の中にも指摘されてます。それをなんか、そういう意見を無視して、県が、7人の方が、7人の委員さんが推奨された意見だとして洗浄除去だけとして終われる、終わられるというのが疑問に思いますし、ちょっとそれは解体撤去としていただきたいなと思います。以上です。

住民A：私はここの住民です。32年前からここの住民です。それで発言をさせていただきます。先程来の知事の冒頭の説明ですけども、申し訳ないんですけども、いろんな苦しい立場の、いわば弁明に近い説明であったかと、そう勝手に感じました。で、

さんの質問書に対する答えも、なんか、鼻が木を、答弁にならない申し開きであると印象で、知事前に失礼で申し訳ないんですが、一般住民の感覚として受けたということ、冒頭に申し上げます。

そして、上田室長さんですか、技術的な、事務的な、専門的な説明をされたわけですけども、知事の推進する、それを補佐するためのお役目柄とそうとしかできないんでしょうけども、とうてい住民の命を大事にしているベースではないところから発言されている、というふうには、申し訳ないですけども、そんなふうには受け止めることはできませんでした。でね、私実はね、先ほど向こうからの、いろんなガスだけでいいというのがありましたけども、先ほどの問題、今もそちらにありましたように、10数年前からですけども、前会長のたしか、息子かな、なんか音頭とってやり始められたときから、かなり注目を付け、新聞読んだり広報読んだりして、それなりに注目をしていたんですけどね、その中でね、ダイオキシン、ちょっと調べたんですけどね、2種のベンゼン環がホウ素原子で結びついたものの、塩素系化合物の略称であると。で、それは発ガン性、再起性がたいへん強い、毒性を持っておると。世界的に調べて、いわゆるベトナムの戦争の時に使われた枯葉剤、これを作るときの副産物として出てくる。それとまた、焼却施設等からも検出をされる。というのが記されておりました。ベトナム戦争、未だにアメリカ難儀してますね。国内的にも、対外的にも。そういうような、ずいぶん恐ろしいわけですよ。それをね、はっきり言いますが、臭い物にふたをしる的な、知事、臭い物に壁作ってね、ふたしてね、それで辛抱せえと。孫、四代、五代あと、子孫住むわけですよ。あなたはここに住んでられないけど。がっかりしてられたから、いろんな必要あるでしょうけどね。それは置いときますけどね。

放射性物質にいたしましてもね、地下300m以上埋蔵するっていう、そんなのが安全性を確保するっていうことで、国家事業として行われてるんですよ。同じ国民ですよ、栗東市だって。この、私も含めたニューハイツのみんな。その命をね、軽くお考えではないと思うんですけどね。羊頭狗肉ですよ。看板「犬」ですよ。マニフェストで知事が出された。だから、正直言いますが、動揺しましたよ。だけど残念ですね。裏切られつつあるのかな。裏切られたとは、まだ思ってません、思いたくありませんけどね。ぜひね、一般的に言いましてね、臭い物に蓋方式、やめてくださいよ。

これはね、切実なお願いです。もう、行政的などうたらこうたらね、そんな高等な先生もおっしゃるようなことは、私言いません。よう言いません。命もっと大事に考えてください。お願いします。以上です。

住民B：すいません、県の方が出されたこの各案の比較ということについて、ちょっとおうかがいしたいことがあるんですけど。私この表を見せていただいても全くの素人なんです、説明いただきましたこともほとんど理解不能ということなんで、普通に申し訳ないんですけど、私は私なりに考えておりますけども、そもそもこの問題が発生した原

因というのは、違法な物が違法な量ここに廃棄されたという、そして逃げられてしまったということで、そのためにガスが発生したりダイオキシンが出たり、というような状態に陥っていると。環境が破壊されているというのが今の現状だというふうに認識をしています。ですから私は非常にシンプルな考えしかできませんから、まずこれは当然、違法な物が違法な量入って、捨てられているんだから、単純に言えばこれをすっきり取り除いてもらったらいいい話ですね。いろいろこう案を示していただきましたけども、説明を頂きましたけども、非常に問題を複雑にして、なんか我々素人が分からないような感じになってしまうんですね、ちょっと怖さを感じております。こういう表についてはですね、x、 の数が3つですか、ですからD案の方が優れますよという比較になっているわけですが、上の方からいきますと、工期についても3年と13年、これを先ほどの知事の説明の中にもありましたけども、工期といっても工事をやるための工期があってですね、この状態が何年そのままになるのかわかると、極端に言えば30年というような数字が出てますけども、30年経ったら果たしてそれで全てきれいになってるのか、それを見届けてる人間ちゅうのはここに集まってくれてる中で何人残っておられるのかというような状態です。30年経ってきれいになってればいいですけども、その頃にはもう忘れてるやろと。ということの意味かなとなっておりますが。

コストについては先ほどから説明もありましたように、これらについては私は専門家ではありませんので、これで論議するという気はありません。

あと、問題になっている効率、効果的合理的経済的という項目について、これはちょっと になってますが、私ら最初に言いましたように先ほどの知事の方の説明の中ではありましたけども、効果的で合理的かつ経済的ということですね、まず効果的というのを最優先するのであれば、A2案の方が効果的なんではないのかなあと。それは経済的には高くつくというのは素人でも分かる話ですけども、それは比較の話であって、これはxでD案が という根拠にはちょっと説明していただかないと分からないあというふうに思ってます。

ウの代執行事業に馴染むかという問題につきましては、先ほど さんの方から資料で出されてたように、全量撤去でも代執行事業としてなっているところがありますよと、説明がありましたんで、これについては明らかにじゃあどちらも になるんじゃないですかと思います。

周辺影響については、これはまあ感覚の問題もありますし、ただ、確かにどちらが大きいのかと、その辺ややってみないと分からないところがあるかもしれませんが、長期、中期間にわたって不安を残すのがいいのか、あるいは短期間できれいにするのがいいのかという、そういった主観も同じになるのではないかなというようにところが思います。

最後の、実行性の確保というのは、代執行のほうの話にもしましたけども、この辺精査ができてないんじゃないかなと。ということで、こういう表、見せ方ですね、これはもういろんな企画書なんかも常套手段ですけども、最初にこの結論ありきで作られたもんですんで、私としては、もう本当にこれを見せられてこれに基づいている説明いただきましたけども、結論は非常にシンプルで、ベストな方法が一番いいんじゃない

ないかというふうに思います。以上です。

室長：すみません。少し説明をさしていただきたいんですけども、よろしいですか。先ほど、先ほど さんの中で、岐阜のですね樫洞の関係で、私説明さしてもらうんが抜けておりましたんで。実は、今、代執行ということで少しお聞き苦しいかもしれないですけども、措置命令は廃棄物処理法の 19 条の 5 という規定の中でかけていきます。事業者に対してですけども。その中では、生活環境保全上の支障が生じた場合は、必要な限度において措置を命ずることができるということになっています。その必要な限度とはどういうもんかと言いますと、支障の程度および状況に応じ、その支障を除去し、または発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずると、こういうことが国の通知で出ております。廃棄物の状況に応じて、そして措置を講じるんだと。それが合理的にも経済的にも要求されると。先ほど岐阜の樫洞の事案でございますけども、私どもが把握している中では、あそこはボーリング孔からガスで 90 ナノグラムのダイオキシンが出ております。そして、そこは温度が 100 度以上になっている。それから、もうひとつは対策工としては、70 度以上の区域、そこの中の 70 度以上はまだ燃えておる、そういう状況で、ダイオキシン先ほどガスで 90 ナノと。97 とか 170 とかあるんですが、そういう状況に応じて対策を打ちなさいよと、いうふうなことがあります。

聞くと、滋賀県とは廃棄物の状況がまず違うというふうにまず思っておりまして、物によっては、内容によっては全量どけなくちゃいけない物は、全量どけなくちゃいけない物については、それを全量撤去ということについては、国は、法律はそれまでは阻止している訳じゃございません。その中で合理的な対策があれば、それはそういう対策を相手に命じなさいよというふうな法の枠組みがございまして、それをまず相手に命じて、それをしない場合は県は代執行でやると、これが法律に基づいたやり方でございます。で、これは、何がいいかという、着実に確実に解決できるという、法に基づいた、そしてそれが国の支援、産廃特措法という法律があるんですが、そういう支援も受けて、財源も、支援という意味で財源も確保できると。そういう意味で確実に着実にできると、という意味合いで、今代執行事業のところを とか×とかいう判断をさしていただいているところでございます。

住民 B：法律的に、人的に、はもう、議論してもしゃあないですよ。僕ら素人ですから。

住民 C：住民のことを聞く気があるかどうかや。

室長：事業をやる上においてはですね、だからもちろん生活環境保全上の支障をですね、外へ出ないようにしっかりやる。それは安全な対策ではないんかなあと、そういうふうに思ってます。

住民 D：もと置いたままで何にもできひんがな。取ってしまわな。

住民C：常識で考えてみ、そんなもん。当たり前のことやがな。それにね、私一番心配してんのが、今、しゃべってる間でも、地下水からみんな流れていっとなにや、水。汚れた水が。ね。ここの水道の水は、地下水と野洲の水の混ざった水をみんな水道水飲んでんにや。大丈夫ですか。

住民D：あのね、流れた物、もう取り戻しできひんね。行ったんはとれへん。

住民C：みんなそやから飲んでしもてるで。

栗東市（部長）：栗東市でございます。今、飲み水の関係でございますけども、今言われて、ご指摘を頂いてるのが出庭の水源池と。ちょうど国道8号線の野洲川大橋のところでございます。そこに井戸がございます。そこに、そのところがヒ素が水質基準より低い状態ではございますけども検出されたということで、ご指摘を頂いてるところでございますけど。

市としまして、現状としましては、水質は水質基準より以下でございますし、それと合わせまして、測定ですね、水質測定は毎月やって、常時監視をしております。で、現状としましては、何ら問題ない……

住民C：何を測定されておられますか。どういう物を測定されておられる。

栗東市：水道項目に非常に多くの項目がございますので、その測定回数を市独自で回数、水道法から言いますと年一回ということでございますけども砒素は毎月検査をいたしておりますので、その、今現状といたしましては、水質基準より以下でございますので、

住民C：何がですか。水銀とか。

栗東市：水銀もやってます。全てやってます。全ての項目の中でヒ素が検出されたという。

住民C：ヒ素は具合悪いわな。

栗東市：現状、安全な水でございますので、安心して飲んでもらって。

住民C：ま、水道はそういうので、地下水で流れてるので物作ってはりますやん。経堂ヶ池の下の方、流れていってますやん、水みんな。あそこでみんな米やらいっぱい作ってはりますやん、今、野菜やら。あれ、栗東の人間食べても大丈夫なんですか、栗東の人間。

栗東市：米におきましては、検査をいたしておりますし、問題ないということでございます。

住民C：栗東米いうて、偉そうにもう、きれいな水で作ったいうてこうバンバン書いてあつけど、いっこもほんな思えへんやん。第一、今、話聞いてたら、全部地下水のところに行ってる言うてはんに、漏れてるもんが。その水で作ってるもんが、なんできれいや、安全なんや。そんなん言えへんやん。

栗東市：農作物に対して、米のですね、それはあとの地点も調べまして、その成分も全て調べまして、安全であるということで……

自治会長：今まで出たデータ、調べられたデータいくつか提出してください。

栗東市：はい、分かりました。伝えさせていただきます。

自治会長：水道の関係につきましても。

栗東市：お渡しさせていただきますので。

住民C：ほんまにね、ここに住んでる人間はね、水道も怖いんですよ、はっきり言って。

栗東市：水道のこと、私は水道事業者でもございませぬけども、みなさんに安心して飲んでいただける水の供給に努めておりますし、現状も安心、安全な水でございませぬので、それだけご理解をいただければと思います。

住民C：もひとつ信用できひん。

栗東市：また、お渡しさせていただきますので、よろしく申し上げます。

住民C：何か始めっからこの、Aはあかん、Dに決めてこ言うて、県はあこ言うてはるみたいやさけ、住民らの意見なんて聞く気あらへんのちゃうのかな、始めっからこれ。

住民D：説明のこの、3枚の冊子の中の、キの中の「終期が」というふうに書いてますけど、ところでD案の終期はいつですか。

30年後ですから、30年後に本当にきれいになってますか。仮にもう一点、このときに、あ、えらいこっちゃ、全量撤去いうたら、これこそ知事の「もったいない」。どうも30年後にね、そうなると思います。なってみなきゃ分からんですね。もったいないにならないようお願いします。

住民E：ちょっとお尋ねします。焼却炉の件ですが、焼却炉、ダイオキシンの撤去って書いてますけども、その中には、その周辺に埋められた土壌まで持って行ってもらうことを、も含まれているんですか。お尋ねします。

室長：そのダイオキシン類の撤去は、焼却炉のダイオキシンの撤去でございます。

住民E：ほんで、その中に、出た灰が埋められてますよね、周辺に。そういうに証言されてますので。

室長：焼却灰の中にダイオキシンがありますから、その焼却灰が、あるいは特定物質であると。ただ、今年の掘削調査でですね、今年2月から実施しました掘削調査の中で、私どもの、元従業員さんから、そこら辺に埋めたということで、お聞きした。それを掘ってみたんですが、今回の掘削調査の中でですね、灰と思われるような物が見つかりませんでした。それと、ボーリング調査で、灰と思われるような物があったんですが、これは建材くずということで、取ってしまおうと思いましたが、どうも調べてみると建材くずで、その焼却灰ではなかったというふうな結果が出ております。

住民E：でも、基準の2000倍ものダイオキシンが検出されました、という。

室長：それはですね、焼却灰の中の、焼却炉の中の灰を削り取って調べたものが、3900ナノということで、基準が3ナノですから、1300倍という物が検出されておりますので、それは焼却炉の中で採ってきたんやと、焼却炉の中のダイオキシンを採ってきたんやと、そういう考え方をいたしております。

住民E：今までに燃やした、その灰を、その周辺全部埋めたということなんですが。そこ埋めてないことなんですか。

室長：私どもが、すいません、埋めたというところで、聞いたところで掘ってみたんですが、出てきておりませんし、またそういうとこ埋めたというところの情報を頂いた上で、また検討させていただいてですね、対応は考えていかなあかんのかなあと、そういうふうに思ってます。

住民：焼却炉の上で、1の1の場所で、井戸を掘って地下水を調べてもらったんですよ。その井戸から21ピコのダイオキシンが出てきていると。今おっしゃってる方は、焼却炉の周りに、元従業員の方が灰を埋めてあると、埋めたという証言を聞いているから、それが水に出てくるんじゃないんですか、と、心配してるんです、ということをおっしゃってるんですね。で、実際に掘削調査の中で、掘削してもらって灰がないかどうか確かめていただきましたしね、立ち会いもさせていただきました、私も。でもなかなか「灰」というのが、実際に固まって出てこなかったですし、おっしゃてみたいに難しいです、廃棄物いろんなもんがある中で灰を見つける、ましてダイオキシンで書いてあるものがね落ちてる訳じゃなくて目で見てダイオキシンが分かるかと分からないから調べてもらうわけですよ。そういうことをしないで、大丈夫ですって言われても、あそこはね、焼却炉ある下っていうのは、砂の層なんですよ。だから、

今、心配しておっしゃっておられる方が言われるとおりに、元従業員の方が埋めたんであれば、もう砂の層通ってすぐ砂の層、地下水に流れていってしまってる、そのことを心配やからちゃんと調べてくださいということをおっしゃっている。

室長：　さんおっしゃっていただいたところはですね、こないだ掘削調査をさせていただいて、重機で調べさして頂きましたね。あそこ以外のところをおっしゃっておられるわけですか。あの隣が、現場で立ち会いをしていただいていますね、ここからダイオキシンが出ておるさかいに、で、いっぺんここ重機で掘削しなさいよと、いうところで、掘削さしていただきました。で、それ以外のところ。

住民：　そうです。あそこ、焼却炉のそばにもボーリングしていただいて、見たら廃棄物が9m、10mある、あそこはGLから、地面から下、廃棄物が埋まっているわけですよ。で、今回、掘削調査のとき重機でしていただきましたけども、2、3m、ちょっと狭い場所であったので、それも無理言って確認してくれ、せっかくのことなんで確認してくれ、ということで確認していただいていますけれども、浅い部分でそれだけその場所で確認していただいたということで、あそこの状況から考えると、埋められてやっぱりそれが地下水に行っていて、それが21ピコ、それが地下水に出るなんていうことはもうたいへんなことですよ。だからそういう状況なんだから、あそこの汚染された物も何とか撤去して欲しいということをおっしゃっておられるんだと思うんでね、そこはきちんとやっぱりある深くまで調べるなりして、そういう物が本当に埋められてないのかどうなんか、なんでそうしたら1の1という井戸から21ピコのね地下水ですよ、そんなダイオキシンが出てくるのかということ、何も究明されないままね、今、周りを囲ってしまいますと、有害な物残して囲ってしまいますって、それで安全だ言われましても安全だと思えないですよ。だからそのダイオキシンの除去っていうのは含まれてるんですかっていう質問されてるんだと思います。

住民B：　県のほうの説明、あるいは従業員の方の言うてはることは、どっちかが嘘やったらあれですけども、どっちも嘘言うてはるわけではないんでしょうから、結局は見つからへんと。言うことは、ずうっと、そのままこのままでいっただらうとそのまま残ったままの状態で30年40年も、もう放置されるということになるわけですね。見たけどもなかった。あるいは、埋めた言うてる人が嘘言うてんやったら別やけど。

室長：　焼却炉のダイオキシンの除去のことにに関して、この中で今おっしゃった焼却灰の埋まっているということについては、県も積極的に掘ってみたいというふうに思っています。その中で焼却炉のあったところを掘ってみたけども、残念ながら見つからなかった。ボーリング調査で焼却炉手前のところも掘ってみました。見つからなかった。今、さんがおっしゃっていただいたところも掘ったんですが、見つからなかった。その中で、今、また、そういうご意見の頂いている中でございますんで、また、対策工を検討していきたいと、こういうふうに思っています。

住民B：一般的に焼却炉が問題になんのは、焼却炉の中だけじゃないですよ。あれは飛散するから問題なってるんですよ。燃やしたらあかんちゅうてんのは。だから、言うたところ掘って、なかった。でも飛んでいったらその辺一帯焼却灰だらけですよ、ダイオキシンだらけですよ。あれ、だからいろんなニュースなんかで言われてる焼却炉を止めなさい言うてんのは、そういうことです。

住民：あと、D案の有害物撤去てどうやってやるんですか。全体掘削しないとどこに有害物があるか分からない訳でしょ。C案の有害物撤去するためにはやっぱり全体掘削しなくちゃいけない、そしたら、A2案になっていくじゃないですか。結局D案の有害物撤去て言うのはね、ごまかしの案ですよ。ここだけ掘りました、あとは知りませんって目をつぶる案じゃないですか。

住民F：だからボーリング調査で、ここは出ませんと言ったら、だからね、そこは掘らないで置いておくんでしょ。そういうふうには受け止められます。今のねダイオキシンの問題でもね、ここんところはボーリング調査しました、大丈夫ですからやりません。そしたらね、ほかのところも同じようにしてボーリング調査して、ここは大丈夫ですつたら、そこは、その辺は何にもしない。そういうことばかりが続いたら、有害物の撤去なんて夢の物語になるんじゃないですか。

室長：先生のD案についての考え方につきましては、報告書の中で、この考え方がおまとめをいただいております。で、その考え方につきましては、少し読まさせていただきますけども、本来、全量撤去を行うことが問題の理想的な解決と考えられるが、撤去される廃棄物の受け入れ先、長期間の工事、工事期間中の周辺への影響それから、および経済性等を考え合わせると、本案が最も、本案といたしますのはD案でございますけども、D案が最も実現性、合理性および妥当性に優れているものと判断する、と。また、処分場が大量のドラム缶や集中した木くずの埋立てなど、いろんな埋立てが明らかになっている、そのような埋立物の処分場の早期安定化を図る視点から、効果的に除去していく必要があるということで、D案というのが整理していただいております。

住民：それは分かっています。

室長：その中で、掘削調査、私ども、元事業者にそうさせていただきました。それから、住民団体さんからさされた元従業員さんからの証言集、それから過去の埋立経過、航空写真、いうものを調べた中で、こないだの掘削調査をささせていただきました。その結果、ドラム缶240本と、それから木くずも出てまいりましたし、今日みなさん、他の自治体もそうですけど、ご意見を承った中で、そういう形でやっていく、今後また実施計画の中でそのあたり詰めていきたい。

住民C：だから、まだ決まってへんのやね。決まってへんのやね、まだ。

室長：処分場の早期安定化を図る視点から、効果的に除去していくという意味合いの中で
ですね、考えていきたいと思っております。

住民G：先ほど思わず、ついご発言中、申し訳ありませんでした。

基本方針のことで、私どもは、県、ぜひやってくださいということで、お願いいたしました。もう8年も前ですが、あそこの実態を解明して、危険物を除去する等、適切な措置を執ってください。議会は、これをやりましょうということで、採択をしていた
いただいたということで、私どもは思っております。で、今見ても、実態調査はほとんど
なされていない。ドラム缶の発見するのに8年かかった。少なくともですよ。それから
その当時の知事ですが、現知事ではございませんが、全国の模範となるよう対処し
ます、というふうに約束していただきました。これも残念ながらできておりません。
それから、途中経過の中ですが、住民のみなさんの不安が残っている間は、RD問題
は解決したということにはしない、と、県の代表者がおっしゃっておられる。そう
いうことで、考えますと。今、提案されてるD案というのは、我々の不安はずうっと残
っていく、というふうに考えています。前知事のおっしゃってることだから、とい
うことのないように、県の責任者がおっしゃってるんだ、というふうにとらえていた
きたいと、そういうふうに思います。

それから、先ほどつい声を出していただきましたけど、どういう工事をすると、工
事をまず決めて、それにはなるべく安くつくようにしようと、考える方が、適切な方
法、方針といえますか、考え方だというふうに思います。どちらでも一緒やないか
というふうにおっしゃいましたが、考え方は逆だと思えます。まず、どういうふう
にすると、あそこがきれいになるかと、いうことを考えていただいて、そうする
には経費はどうすれば安くなるかというふうに考えていただくのが筋だと思
いますので、まず経費ありき、というのを先に言われたんでは、非常に不満だ
ということで、つい声を出さしていただきました。失礼します。

住民A：あのねえ、今発言された　　さん、何代か前のここの会長さんだということ
は、上田室長も嘉田知事もご存じないと思うんです。ただ、今の発言を聞いてお
られて、ああそういう流れがあったのかなあ、というふうにイメージは可能かと思
うんです。つまり我々住民はねえ、長い間取り組んでね、悩み、苦しみ、精神的な
面が今のところ大きいですがね、それを抱えたまま生きてきてるわけですよ。で
すから先ほどね、私があんな変な言い方をして、申し訳ないとも思うんです
けど、切実にお願いしたいと、今の我々の命だけではなくって、次の次の3代4
代後の人間の命を大事に考えて欲しいんだ、ということね、ちょっと言い方乱暴
でしたけど申し上げた訳ですよ。その象徴的な言い方として、臭い物に蓋とい
うものではないんだと、ね。肥溜めやったらね、自浄作用でね、自然の自浄作用
でね、何年か経てばそらきれいになりますよ。ところがね、物が物だけにね、
自然の自浄作用に頼る、先程来室長さんが説明されたように、空気穴建てる、
ね、井戸掘る、そういう自然の自浄作用にね頼ったようなことでね、ま
言うたら、まこころで金かからんところで手打つとかみたいだね、命にも
金、金で。ま、これは先ほど　　さんからの文章の中にもありましたけどね、

全くね、根は、私 先生と同じ受け取り方をします。その象徴としてさっき、いみじくも上田室長ね、 さんおっしゃったことに対する反対で、地価あがるとおっしゃったでしょう。観点が違うんですよ、あなたの。あなた方の。行政側の。基本姿勢が違うんですよ。上がりますか、そんなん。上がらないっていう、これがね、普通の、常識的なね。こんなもん土建屋はんに聞いても分かりますよ。土地をね、売買いっばいしてはる業者に聞いても分かりますよ、そんなもん。それすら認識不足ですよ。なんで認識不足かや。あんた住んでへんからや。

室長：ちょっと待ってくださいよ。

住民A：自分の命に関係ないからや。なあ。で、あんたはなあ、今の室長という職責を全うするために、知事はこう見はったもんを援助するという、それ一所懸命やってんにゃ。ま、そりゃ一所懸命仕事すんのは、そら拍手送るけどやあ、方向性が違うやないか。もっと諫めなあかん、大将を諫めなあかんやないか。監視せえとは言わんがな。死ぬとは言わんで。監視するとまでは言わんけどや、殿ご乱心、ちうて言わないかんやん。それが忠臣の役目やろが。そういう忠臣の言葉を受けとらへんだけの、度量の狭い、器の小さな知事と違うわ。と思ったから、さっき言うたんやけどね、投票したんやけどね。頼んますわ、知事さん。ほんまに命大事に考えてください。お願いしますわ。

住民H：すいません、ちょっとこれ見ていただけますか（ドラム缶の山の写真パネルを示す）知事さん。今の、このドラム缶ね、今まだずうっと1000本以上埋まってるんですわ。RD処分場に。これがね、日々劣化して、溶けて汚水されて流れていくんです。

これ、ちょっと見ていただけますか、みなさん。どれほど恐ろしい物か。現場へ行った者しか分かりません。これをね、今の時代にきちっと地下をきれいにしていかないと、子供やかわいい孫に、本当にね。もうこの状況はね、私、本当に申し訳ないんですけど、RDのことは、今まで町内の代表の方に本当に委ねてましたけども、この1月からちょっと住民の、住んでる者として、責任感を感じまして、いろいろ、南部の、RDの池の一番近い住民の私たちふたりがこつこつと、いろいろとさしてもらいました。その中でも、ニューハイツからなんでこんな2つに分かれてんのやという言葉が聞きました。でも、本当に私たちの願いは、この処分場に埋まってるドラム缶、1000本以上埋まってるっていう証言者の言葉を、この言葉を言ってくださった、この従業員の方の気持ち、本当に分かります。僕たちは社長から給料もろてるんや。これをもうせえへんかったら食ってけへんさかいな。悪いと思ってんやけどやっしてもたんや、ていう、本当の証言の言葉を聞きました。これを、その証言に基づいて、掘っていただいたのかなあと思って、この2月の掘削作業に私はここの代表の方と、

さんと行かしてもらいました。初めての日です。あの広い掘削作業、たいへんな仕事です。本当に現場監督、ね上田さん、現場監督でした、本当にどっから手付けはるんですか、たいへんなことやね。住民の私たちも昼休みくらいしかね、邪魔になっ

たらいかんし。私も気になりますから、地下のことは気になります。毎日飲んでる水ですから。これはやっぱりきちっとしていただかなあかんというので、ずうっと、いろんな先生方の、この、私たちは何の学問もありませんでも少しずつ話を聞かしてもらおうと、粘土層が破られてると言うことを聞きました。粘土層というのは一番自然な形で汚い物を通さないということを勉強しました。ここの南部の有志一同、20人くらいの主婦の人ばかり、遮水壁ってどういうことえ、私らそんな難しいことわからへんな、粘土層ってどんなんやろな、っていうそんな声をたくさん聞きまして、ここで、RD処分場の粘土層ってこんなんや、遮水壁ってというのはどんなふうにしゅはんねん、いろいろ詳しく聞かしてもらいました。でまた、そういう地域環境、土地の専門の方もいらっしゃいました。そやから、僕も分かってんのや、ほな写してみよかというので、ここで見せてもらったら、遮水壁ていうのは何か怖いなあ、ってのが感じました、みんなで。でも一番自然の形で粘土層というのは、底を埋めてもらったら、別にダイオキシンなりヒ素なり鉛なり、そういうもんは流れてこうへんやんかっていうことが分かりました。その粘土層の修復こそ、私たちの本当の未来に継ぐ子供たちの処置です。それを知事さん、環境を勉強されて、水も勉強されて。こないだもテレビ見ました、琵琶湖を世界遺産にするて言うて。ああ、このね、地下の水が1日に1mなんぼ流れていってんのに、世界遺産はないやろ。これはおかしいはっていう不安も、こないだから。知事さんてもったいないていうマニフェストで出てきてくれはったのに、なにがもったいないんやろ、遮水壁のD案ていうの。ま、そういうことです。粘土層を修復してくれはるように、特措法ていうの、それで出してくれはったらお金も出ます。遮水壁ていうのは、先生こないだも聞かれましたでしょ、専門の方の。あそこのRD処分場は遮水壁のする場所じゃないていうの。テレビでも聞きました。ニュース10で、おたくも出てはった。ほで、NHKのなんたらいう方も。これは住民のためには良くないなていうことも言われました。ああほたら私らと一緒にやなていうことで、今日までそう思ってますので、その点を考慮に入れて、たくさんの税金を使うんです。そっちのほうに使ってもらいたいと思います。遮水壁ていうのは安心安全にはほど遠いことです。終わり。

住民：時間がですね、もうだいぶ押してます。これまで発言されてない方を優先したいと思いますので、積極的に。これまで発言されてる方できればご遠慮いただいて、どなたか。

住民I：ちょっと声を痛めておりますので、みなさん失礼いたします。このダイオキシンの問題ですが、さっきから上田さんの話を聞いてますと、予算を今申請してるというような話ですが、何億円の予算を取ってくれとるんでしょうか。というのはね、あそこはおたくらは隣接といったら北尾だけと思っとるはずやし、実はニューハイツは東風が吹きますとね、どんどん飛散してくるんです。ニューハイツ全部がダイオキシンに汚染されていきます。480戸ですか。そういう状況ですので、ちゃんとした飛散しない立派な建物で囲って、それから焼却炉を壊す、そういうふうな工事をしていただきたいというふうに思っております。

室長：焼却炉のですね、ダイオキシンの取り除きますことで、周辺の方にご迷惑をかけるということのないように、きちっと詳細設計をして、そして工事の施工もきっちりやっていきたいと、このように思っております。

住民I：だからね、やっていくのはそらあなたはやってくれるでしょう。だけど本当に私らが納得できるやり方を考えてください。県知事さんにもこれはお願いしておきます。私は県も少しは関係ありましてよ、8年間この運動をやっております。だけど全然進んでなかった。まあ上田さんがなんとか担当になってから、まあ幾分かはやようになったあと、その程度ですわ。そで知事さんが代わって、これはいけるぞと、そういう期待をしておりました。んだから県知事さん、期待を裏切らんといってください。お願いいたします。

住民F：最後に一言だけ、一分で済まします。D案に反対いたします。6月の下旬に見積もり依頼をして、7月の下旬に契約書を締結するというスケジュールを今読ましてもらってますけども、県議会にD案を出されるということに対して、この日程を変更していただきたい。ひとつはですね、井戸で水を汲み上げんのと、空気で薄める、そういう基本的な方法では、あそこは浄化できません。それから、有害物の掘削撤去と、掘削除去て書いてますけども、上田さんもお存じでしょうけども、1m離れたら全然違う物が埋まるとる訳ですから、結局はあそこ全部掘り起こさないかんことになるんですよ。で、御覧でしょ、ドラム缶掘ってる時、隣をちょっと掘ったら出てきて、こっち掘っても出ない、そういうもんはものすごランダムな状態、混沌とした状態となってる訳ですから、結局はここんところは有害物の除去をするためには、ほとんど全部を掘り起こさないけないんであれば、このA2案との矛盾がそれほど行われなわけですし、D案を見積もり依頼して契約してしまったから、もうやむ得んから、もうどうしようもないんやというような言い方で突っ切られると困るんで、これは是非とも止めていただきたいということです。

室長：すいません、先ほどの私の説明不足やったんかもしれませんが、去年の予算要求さしていただくときに、ぜひともダイオキシン、焼却炉触りたいと……

住民F：焼却炉の話やないんです。全体の……

室長：いや、だから焼却炉触りたいという中で、来年の1月からかかりたいなという中で考えると、そのスケジュールで考えてますということでございまして、これから住民さんのみなさんのご意見を聞いた、また議会の議論の中でですね、またその契約をどうするかということについても当然議論になると思っておりますので、それはそういう形で示さしていただいて、それでやっていくという思いで説明さしてもらったつもりでございます。

住民J：対策工実施の基本方針というところで、嘉田さんが全部説明してくださったんですけども、今全ての話を総合しても、ニューハイツの住民もいままでやってきた行政区の住民も、全て合意と納得をしておりますので、今後対策を再度考えていただきたい、というふうに思います。

自治会長：時間も10時回りましたので、みなさんお疲れだと思います。また県の方もお疲れだと思います。今みなさんから拝聴しましたことは、よく知事さん、胸に刻んでいただいて、ひとつなんとか我々というものをいい形で表していただくように、最後にひとつ、一言お願いします。

知事：改めまして、最後に一言お礼を申し上げさせていただきます。先程来みなさんのお話をおうかがいしております、私どもも各地域を回らしていただき、またかつての資料、担当者からの話もうかがいながら、みなさんが本当に心配をされてこられた、特にダイオキシンの問題、焼却炉からモクモクと煙が出ている中で、訴えても訴えても県のほうがなかなか動かなかったということも、おうかがいしております。また、地下水の流れ、それが自分たちの口に入るのではないのかというご心配、それも今日お伺いいたしました。このようなダイオキシンの問題それから地下水が飲料水に混じるのではないのかということなどは、私どもも確認をしながらですね、安心できる場所はみなさんに示し、そしてここが危ないというところも、もちろん示させていただく中で、最善の方策はどうしたらいいのかということ、責任を持って考えさせていただきたいと思っております。

今日、みなさんからの話を直接お伺いをして、これまで7自治会回らせていただきました。D案を基本として最善の方法を考えたいということで、みなさん自身も今日納得はできないと、それもお伺いをさせていただきました。その上で私自身の知事としての責任、議会への説明、また県民のみなさんへの説明もごさいます。という中で、歩み寄りを考えさせていただきたいと思っております。

正直申し上げまして、今日のたいへんきつい言葉、さんの文章の中にある言葉はたいへん辛いものでございます。公の人間は人間でないのかと、こんな呼ばわれかたをするんだというのがたいへん辛うございましたが、これも公人としての耐えなければならぬプロセスなんだろうと思っております。

次の世代の、本当に命、命を守るために私は今の仕事をさせていただいておりますので、その守るための方策、どうしたらいいか。無制限のリソースございません。そういう中でみんなでお互いに知恵を出し合って、次の世代に誇りの持てる栗東、そして誇りの持てる滋賀を創らせていただきたいという決意は、変わりません。そのような中で、これからの話し合いの、あるいはご意見をお伺いできる場を作らせていただけたらと思っております。

本日はどうも、明日仕事がありますのに、こんなに遅くまで、またみなさん一人も帰られずに残っていただいたということ、本当に改めてみなさんの関心の深さと切実さを見せていただきました。本日はどうもありがとうございました。

以上